

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、西鉄バス二日市株式会社から令和6年4月25日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線一部廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

公示番号：九運公第59号

事案番号：福6廃5（西鉄バス二日市株式会社）

イ 意見聴取の日時及び場所

令和7年1月15日（水）11時00分から

福岡合同庁舎新館 九州運輸局 10階 会議室

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

【福岡県】

福岡県企画・地域振興部交通政策課長 窪西 駿介

【大野城市】

大野城市都市整備部都市計画課長 小林 徹

【太宰府市】

太宰府市都市整備部都市計画課長 古賀 千年志

太宰府市都市整備部都市計画課係長 前田 勝一郎

【筑紫野市】

筑紫野市長 平井 一三

エ 陳述の要旨

【福岡県】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス二日市株式会社）との協議内容
令和6年3月29日付けで西鉄バス二日市株式会社から福岡県バス対策協議会に対し、当該路線の一部区間廃止の申出書が提出された。

令和6年5月8日に福岡県、福岡運輸支局、筑紫野市、大野城市、太宰府市、西日本鉄道株式会社（西鉄バス二日市株式会社担当）出席のもと、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催し、対応策について協議を行い、各関係自治体の地域協議会等で、路線の存続、代替交通の検討、廃止の受け入れ等の合意形成を図っていくこととなった。

現在、各自治体において合意形成に向けて調整中である。

(2) 自治体や住民等の意見

関係自治体が回答する。

(3) 路線廃止に対する代替交通

関係自治体が回答する。

- (4) 廃止予定日の繰り上げの可否
関係自治体の意向を尊重する。

【大野城市】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス二日市株式会社）との協議内容
令和6年5月8日 福岡県バス対策協議会ブロック別協議会（福岡地区協議会）
・西鉄バス二日市株式会社から「沿線に県立高校が2校あるため、通学手段として配慮している」などの説明。地元周知など日数を要するので早めに関係者と協議する方向で進める。

令和6年10月11日 大野城市、太宰府市、筑紫野市、西鉄バス二日市株式会社の4者で路線存続について協議

- ・西鉄バス二日市株式会社より強調補助（自治体負担金）を求める旨の口頭提案

令和6年12月2日 福岡県、大野城市、太宰府市、筑紫野市、西鉄バス二日市株式会社の5者で路線存続について協議

- (2) 自治体や住民等の意見

◎関係自治体の意見

- ・路線の廃止は残念だが、廃止理由にある運転手不足とのことであれば、廃止は仕方がないと考える。なお、廃止となる一カ所のバス停については、徒歩5分圏内に駅方向の路線バスや地域循環の移動手段があることから、地域への影響は大きいものではないと考える。

◎地域住民等からの意見

令和6年11月20日 地元住民（南地区）に対して、上記の本市の考えを踏まえ、路線廃止・廃止理由について説明を行い、大きな反対意見はなかった。

- (3) 路線廃止に対する代替交通の計画

代替交通については検討中。

- (4) 廃止予定日の繰り上げの可否 …否

利用者が少ないとはいえ、移動手段の確保のためにも廃止日の繰り上げは「否」と考える。

【太宰府市】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス二日市株式会社）との協議内容
令和6年5月8日に福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会が開催され、運送事業者から申し出の理由について説明を受けた。

現状の交通を維持していくことは厳しいが、交通モードの転換なども視野に関係自治体とじっくり協議していきたいとのこと。

福岡県から関係自治体に対して、一定の方向性を見出した段階で地域公共交通会議に諮

り、対応方針確定後に結果について文書で報告するよう依頼があった。

(2) 自治体や住民等の意見

通勤・通学等の日常生活に必要な路線であることから、様々なレベルで路線存続に向けた協議を継続して実施している。

地域住民の日常生活及び県立高校生徒の通学・教職員の通勤に大きな影響を与えるため、路線を存続してほしいとの意見があった。

本市としては、公共交通を取り巻く環境として労働力不足などの理由は一定理解するものの、経済合理性のみで従来の公共交通の利便性や安心安全が脅かされることは市や市民にとって看過し難い。

国においては、交通政策基本計画における基本的方針「誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要な不可欠な交通の維持・確保」の観点からも、公共交通の維持・確保に向けて主体的な役割を果たしていただきたい。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

沿線関係自治体と運送事業者の協議により、路線存続を要望している筑紫野市及び本市において、路線存続に向けた協議を継続して実施している。

沿線地域にお住まいの方々にとって、突然の路線廃止は日常生活に大きな支障をきたすため、激変緩和が必要となるとともに、代替交通モードの検討・導入には、事業者との連携・調整や運行車両の手配に時間を要する状況となる。

本案件に限らず、市民の移動手段をどのように確保していくか、交通事業者を取り巻く環境にスピーディーに先んじて対応すべく、現状の交通手段について、本市に望ましい、将来にわたり持続可能な地域公共交通の再構築に向け検討を進めている。

(4) 廃止予定日の繰り上げの可否 …否

廃止予定日の延期及び路線存続の方向で現在継続協議中であるため。

【筑紫野市】

当該バス路線は、経路上に鉄道駅、学校及び病院等が立地しており、地域に必要な路線であることから、廃止予定日の繰り上げを承認することはできない。

なお、本件は、慢性的な乗務員不足及び赤字体質が廃止の理由であり、現状を踏まえるとやむを得ないものであるが、一方で、沿線住民にとっては必要不可欠な交通手段であることから、路線の見直しによる存続や代替交通による移動手段が確保されるまで運行を継続する等の対応について、再度検討をお願いしたい。

また、本件に関して、当該バス路線の利用者、地域住民及び周辺に立地する施設管理者等に対し、十分な周知、説明を行う等、適切な対応をお願いしたい。